

令和3年3月25日  
中小企業庁  
財務省  
厚生労働省  
農林水産省

株式会社日本政策金融公庫

飲食・宿泊等をはじめとする中小企業・小規模事業者等への  
資金繰り支援等について

貴公庫におかれましては、日頃より、中小企業・小規模事業者及び農林漁業者（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）に対するきめ細かい配慮を行っていると承知していますが、新型コロナウイルス感染症の発生から1年以上が経つ中で、事業者への影響の長期化が懸念されること等を踏まえ、引き続き、飲食・宿泊等をはじめとする中小企業・小規模事業者等の業況を十分に把握した上で、追加融資も含めた資金繰り支援に全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応していただく必要があります。感染拡大防止と業務継続に取り組んでいただいているところ、重ねての要請となり恐縮ですが、下記の点に努めることを本店・各支店及び各代理店に対して周知徹底いただきますよう、対応方よろしくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者等への資金繰り支援について、雇用調整助成金や事業再構築補助金を含む各種支援策の支給までの間に必要な資金や年度末、更にはそれ以降必要な資金等も含め、民間金融機関との連携・協力を努めながら、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り、個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を図るとともに、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。また、窓口における事前相談の段階で誤解が生じるなどして、事業者の意に反して融資申込みを取り下げさせるといったことが生じないよう、事業者の意向を踏まえ丁寧な説明をすること。さらに、実質無利子等となる上限額が引き上げられた新型コロナウイルス感染症特別貸付等について、追加融資の相談が増加することも想定されるが、審査に当たっては、現下の財務状況や過去の貸出条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、事業者の

特性や経営実態、経営改善への取り組み等を十分に踏まえた判断を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響により、中小企業・小規模事業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、感染症の影響を受けている事業者に対し、新型コロナウイルス感染症特別貸付・資本金劣後ローン等の積極的な実施について最大限の配慮を行うとともに、返済期間・据置期間が終了する既往債務について、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。また、据置期間終了後の返済負担が重くなることを懸念して据置期間の延長を躊躇う事業者からの相談については、個々の事業者の実情に応じて返済期間の延長等を提案する等、事業者に寄り添った親身な対応を行うこと。特に、資本金劣後ローンに関しては、他の金融機関及び関係外部機関等と連携し、幅広い業種の事業者に対する制度の積極的な周知や、事業計画の策定支援を含めた申請サポート等を行うことにより、一層積極的な活用に努めるとともに、同ローン等の実施に併せた民間金融機関によるシニアローン等の協調融資を引き出すための積極的な金融機関調整を行うこと。他方、民間金融機関等からの協調支援を希望しない事業者等に対しては、今般、認定経営革新等支援機関（民間金融機関・税理士等）の支援を受けて事業計画を策定した場合には協調融資を必要としないこととする制度変更を予定しているところであり、この趣旨を踏まえ、協調融資が整わないことのみをもって資本金劣後ローンが活用出来ないことが無いように徹底すること。

(3) 中小企業再生支援協議会による金融調整が有効な場合等には、「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール」の積極的な活用も検討すること。さらに、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の徴求を省略する等の運用について、中小企業・小規模事業者等に引き続き周知すること。

(4) 新分野展開や業態転換等を支援する事業再構築補助金について、建物撤去費用に加え、賃貸物件等の原状回復費、引越に必要な設備の運搬費が対象経費に追加されることを踏まえて、これを中小企業・小規模事業者等に対して積極的に周知・提案すること。また、同補助金をはじめとする様々な政府等の補助金・交付金・税制措置等の支援措置について、事業者積極的に周知・提案し、併せて、こうした支援措置を活用した事業者の経営改善に向けた取組を、事業計画策定等を通じ支援していくこと。